

離島・遠隔地講師派遣事業実施要項（抜粋・要約）

（対象）

本事業が対象とする学校は次のとおり。

- （1） 沖縄県内の学校教育法における小学校、中学校及び高等学校で、所在地が離島または小中学校は国頭地区・恩納村、高等学校・特別支援学校は北部地区にあって、当館での平和講話受講が困難なもの。
- （2） いじめや疾病等の理由で、学校教育法に定める学校に通うことのできない児童生徒の教育支援を行っている、いわゆるフリースクールで、所在地が沖縄県内の離島または遠隔地にあって、当館での平和講話受講が困難なもの。

（申込）

講師派遣を希望する学校は、「平和講話講師派遣申込書」（様式1）を派遣希望日の一月前までに資料館に提出すること。

（講師派遣通知）

前項の申込書の提出があった場合は、資料館は予算の範囲内で派遣する講師を決定し、「講師派遣通知書」（様式2）により、平和講話講師派遣申込書を提出した学校長へ通知する。

（展示室の見学及び報告）

前条に規定する学校で、講師の派遣を受けた学校は、平和講話を受講する年度内に資料館展示室の見学を実施すること。

- 2 前項の学校は平和講話及び展示室の見学を実施後、2週間以内に「平和講話及び見学実施報告書」（様式3）を資料館に提出すること。
- 3 やむを得ない理由により展示室の見学を延期又は中止する場合は、速やかに「資料館見学延期（中止）報告書」（様式4）を資料館に提出すること。

（派遣にかかる経費）

派遣に係る経費（交通費等）については、当館にて負担する。